

江戸川区立西一之江小学校

P T Aのしおり



さくらっちゃん

令和7年度版

目次	ページ
1. スローガン	1
2. 規約	2～3
3. 個人情報取扱規則	4～5
4. 組織図	6
5. 任務	7
6. 慶弔既定	8
7. 変更履歴書	9～ 1 0

～令和7年度～

『子どもたちの笑顔のために！！』



ご協力のほどよろしくお願いいたします。

江戸川区立西一之江小学校

P T A会長 野元 宏枝

2. 西一之江小学校 P T A 規約

第 1 章 名称と事務所

- 第 1 条 この会は、江戸川区立西一之江小学校 P T A と称し、事務所を同校内に置く。
また、この団体を次の所在地におく。江戸川区松江 7-17-1。

第 2 章 目的及び活動

- 第 2 条 この会は、保護者と教職員が協力して学校と家庭と社会における児童の心身ともに健全な成長をはかり、あわせて会員相互の親睦と教養の向上につとめることを目的とする。
- 第 3 条 この会は、前条の目的を達成するために次の活動をする。
1. よい保護者、よい教師となるために研修し合う。
 2. 学校の方針をよく理解し、教育活動に協力する。
 3. 学校と家庭と地域団体の密接な連携により、児童の校外生活を指導する。

第 3 章 方 針

- 第 4 条 この会は、教育を本旨とする民主団体として次の方針を堅持する。
1. 児童の教育並びに福祉のため活動する団体、機関と協力する。
 2. 政治・宗教並びに営利事業には一切関与しない。
 3. いかなる組織や団体からも干渉や支配を受けない。
 4. 学校の人事、その他学校経営管理に干渉しない。

第 4 章 事 業

- 第 5 条 この会は、第二条の目的を達成するため次の事業を行う。
1. 学校と家庭と地域社会の連携提携上必要な事業。
 2. 児童及び会員相互の教育、レクリエーションに関する事業。
 3. 学校の年次事業に対する協力。
 4. 環境改善に対する事業。
 5. 会員相互の慶弔に関する事業。
 6. その他、この会の目的を達成するための事業。

第 5 章 会 員

- 第 6 条 この会は、次の会員で組織する。
1. 西一之江小学校に通学する児童の保護者、及び西一之江小学校に勤務する教職員。

第 6 章 会 計

- 第 7 条 この会の経費は、会費、その他の収入によって支弁する。
- 第 8 条 この会費は、1 世帯月額 350 円とする。（8 月と 12 月は 250 円）
- 第 9 条 この会の会計は、会計監査を受け、総会に報告しなければならない。
- 第 10 条 この会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第 7 章 役 員

- 第 11 条 この会は次の役員を置き任期を 1 年とし、再任を妨げない。
1. 会長 1 名
 2. 副会長 若干名 （内教職員 1 名）
 3. 書記 〃 （ 〃 ）
 4. 会計 〃 （ 〃 ）
 5. 会計監査 〃 （ 〃 ）
- 第 12 条 役員の任務は次の通りとする。
1. 会長 会を代表して会務を総括する。
 2. 副会長 会長を補佐し会長に事故ある時は職務を代行する。また各委員会の業務遂行に協力する。
 3. 書記 会の運営企画・立案・記録その他の任にあたる。
 4. 会計 会の会計を管理し、予算・決算の作成にあたる。
 5. 会計監査 この会の経理を監察する。会計監査は会の運営にはたずさわらない。
- 第 13 条 この会に、運営委員会の推薦により顧問、相談役を置くことができる。
- 第 14 条 顧問、相談役は必要事項について諮問に応じる。
- 第 15 条 相談役については次の通りとする。
1. 平成 20 年度以降、相談役に就かれる方は、原則 10 年の任期とする。また、本人の希望により、再任を妨げない。
 2. 相談役について、本人の申し出により、退任を希望される場合、その都度これを認めることとする。

第8章 会 議

- 第 1 6 条 総会は、この会の最高決議機関であつて会長がこれを召集し予算・決算の審議、役員の承認、規約の改正、その他必要事項あるときは審議する。
1. 定期総会 … 年度始めから2ヶ月以内に開く。
 2. 臨時総会 … 随時必要に応じて開くことができる。
- 第 1 7 条 運営委員会は、総会に次ぐ審議機関で、随時開催する。
- 第 1 8 条 運営委員会は、本部役員、常任委員会の正副委員長をもって構成され、この会の運営にあたる。
- 第 1 9 条 すべての会議は、出席者の過半数をもって決議し、可否同数の場合は議長がこれを決する。
- 第 2 0 条 校長・副校長・教員は、必要に応じてすべての会議に出席し協議助言することができる。
- 第 2 1 条 この会には、必要に応じて特別委員会を置くことができる。特別委員会は会長が運営委員会に図って指名する。

第9章 常任委員会

- 第 2 2 条 この会は、次の常任委員会を置く。
1. 学年委員会
 2. 広報委員会
 3. 成人委員会
 4. 選考委員会
 5. 校外生活委員会
- 第 2 3 条 常任委員会の委員の任期は一年とし、再任を妨げない。
- 第 2 4 条 学年委員会の構成、任務、選出は次の通りとする。
1. 学年委員会 会員の互選により各学年から選出される委員によって構成される。
 2. 学年委員会は、それぞれの特性に応じて家庭と担任との連絡、協調、ならびに保護者と児童の交流を図ることを目的とし、必要に応じて随時開催する。
 3. 委員の互選により正副委員長を選出する。
- 第 2 5 条 広報委員会の構成、任務、選出は次の通りとする。
1. 広報委員会 会員の互選により各学年から選出される委員によって構成される。人員数は前年度運営委員会にて決定する。
 2. 広報委員会は、会報を発行してこの会、並びに学校教育全般の活動を報らせ、あわせて会員相互の意見の交流を図る。
 3. 委員の互選により正副委員長を選出する。
- 第 2 6 条 成人委員の構成、任務、選出は次の通りとする。
1. 成人委員会 会員の互選により各学年から選出される委員によって構成される。人員数は前年度運営委員会にて決定する。
 2. 成人委員会は、会員が良き保護者、良き教師として成長するための場を提供するために、勉強会や講演会を企画運営する。
 3. 委員の互選により正副委員長を選出する。
- 第 2 7 条 選考委員会の構成、任務、選出は次の通りとする。
1. 選考委員会 会員の互選により各学年から選出される委員によって構成される。人員数は前年度運営委員会にて決定する。
 2. 選考委員会は、会長、副会長、会計、書記、会計監査を会員の中から推薦し総会の承認を受ける。
 3. 委員の互選により正副委員長を選出する。
- 第 2 8 条 校外生活委員会の構成、任務、選出は次の通りとする。
1. 校外生活委員会は、登校班世話人の互選により選出される地区委員によって構成される。
 2. 校外生活委員会は、児童の健全にして安全な校外生活を登校班世話人と協力して指導にあたる。
 3. 地区委員の互選により地区長を選出し、地区長の互選により校外生活委員長を選出する。校外生活委員長を選出した地区は副地区長が地区長に繰り上がる。
 4. 校外生活委員長以外の地区長は副委員長となる。

第10章 非常時の対策

- 第 2 9 条 世の情勢や行政の影響により、学校生活において休校等の非常事態が発生し、PTA活動が通常通りに出来なくなった場合、本部役員会の会長・副会長・校長・副校長で「臨時総会」を設け、出席者の3分の2以上の賛成で、非常時の対策を定めることができる。

第11章 付 則

- 第 3 0 条 この会に帳簿を備える。
規約・会員名簿・役員名簿・会計帳簿・記録帳・財産目録・変更履歴書、会長はこの会の趣旨にのっとり細則を定めることができる。細則の改廃は運営委員会において出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。
- 第 3 1 条 この規約の改正は、「総会」において出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。
また、改正が決定された際は巻末の変更履歴書に改正内容及び、改正理由を明記する。
- 第 3 2 条 この規約は平成27年4月1日より実施する。
- 第 3 3 条 本会の設立年月日は平成14年4月1日より施行する。

3. 西一之江小学校 P T A 個人情報取扱規則

(目的)

第1条 この個人情報取扱規則は、個人情報の保護に関する法律(以下、「個人情報保護法」という。)に基づき、江戸川区立西一之江小学校 P T A (以下「本会」とする)が取得・保有する個人情報の適正な取り扱いと活動の円滑な運営を図るため、個人情報に関する会員の権利・利益を保護することを目的に、P T A 名簿及びその他の個人情報の取り扱いについて定める。

(指針)

第2条 本会は個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、個人情報保護法に則って運用管理を行い、活動において個人情報の保護に努める。

(周知)

第3条 本会において取得・保持する個人情報の取扱方法については、総会資料または通知など適宜の方法により会員に周知する。

(利用目的)

第4条 本会は取得した個人情報を会員本人の同意なく利用目的の範囲を超えて利用せず、以下の目的の範囲内で適正に利用する。

- (1) 名簿の作成と管理
- (2) 活動などに関する案内
- (3) 資料および書類の送付
- (4) 会費に関わる手続きと管理
- (5) 校外生活委員会による登校班の作成・運営・管理
- (6) 選考委員会による本部役員選考のための使用
- (7) P T A が加入する保険手続きに必要な事項
- (8) 寄せられた質問などに対する回答
- (9) P T A 活動における活動の充実と質の向上

(個人情報の取得)

第5条 本会は、運営上必要な範囲内かつ、適法で公正な手段により個人情報を取得する。
本会が取り扱う個人情報及びその利用の同意については、書面で提出された次の事項とする。
なお、要配慮個人情報等を収集する場合は、あらかじめ本人の同意を別途得るものとする。

- (1) 氏名
- (2) 電話番号
- (3) 住所
- (4) その他必要とするもので同意を得た事項

(同意の取り消し)

第6条 会員は、個人情報の取得に同意した場合であっても、その後の事情により個別の事項・項目または全ての事項・項目について、その同意を取り消すことができる。
不同意の申し出があった場合、本会は直ちに該当する個人情報を廃棄または削除する。ただし、名簿等として既に配布しているものについては、削除の連絡をすることでこれに替える。

(管理)

第7条 個人情報は、本会本部役員が適正に管理し、不要となった個人情報は、適正かつ速やかに廃棄する。

(責任者)

第8条 本会における個人情報の責任者は P T A 会長とする。

(管理・取扱者)

第9条 本会における個人情報の管理・取扱者は、本部役員とする。
ただし、登校班に関する名簿においては校外生活委員も管理・取扱者に含む。

(保管)

第10条 個人情報データベースは、紙媒体は施錠保管、電子データはファイルにパスワードをかけるなど適切な状態で保管することとする。

(第三者提供の制限)

第11条 本会は次に挙げる場合を除きあらかじめ本人の同意を得ずに個人データを第三者に提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命・身体または財産の保護のために必要がある場合であって本人の同意を得ることが困難であるとき
- (3) 公衆衛生の向上または児童の健全育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

(第三者提供に係る記録の作成等)

第12条 個人情報を第三者（第11条第1号から第4号の場合及び都、市役所、区役所を除く）に提供したときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- (1) 第三者の氏名
- (2) 提供年月日
- (3) 提供する対象者の氏名
- (4) 提供する情報の項目
- (5) 対象者の同意を得ている旨

(第三者提供を受ける際の確認等)

第13条 第三者（第11条第1号から第4号の場合及び都、市役所、区役所を除く）から個人情報の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- (1) 第三者の氏名/住所
- (2) 第三者が個人情報を取得した経緯
- (3) 提供を受ける対象者の氏名
- (4) 提供を受ける情報の項目
- (5) 対象者の同意を得ている旨（事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要）

(秘密保持義務)

第14条 本会会員は、職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その地位を退いた後も同様とする。

(情報開示等)

第15条 本会は、本人から、個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

(漏えい時等の対応)

第16条 個人情報データベースを漏えい等（紛失含む）したおそれがあることを把握した場合は、影響を受ける可能性のある本人に連絡するとともに、個人情報保護法に基づいた対応をする。

(苦情の処理)

第17条 本会は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(付則)

第18条 本個人情報取扱規則は、令和3(2021)年1月1日より施行する。

第19条 なお、この取扱方法は法令の改正または実務上の不備が発生した場合には、本会役員会で協議・検討し改定することができる。

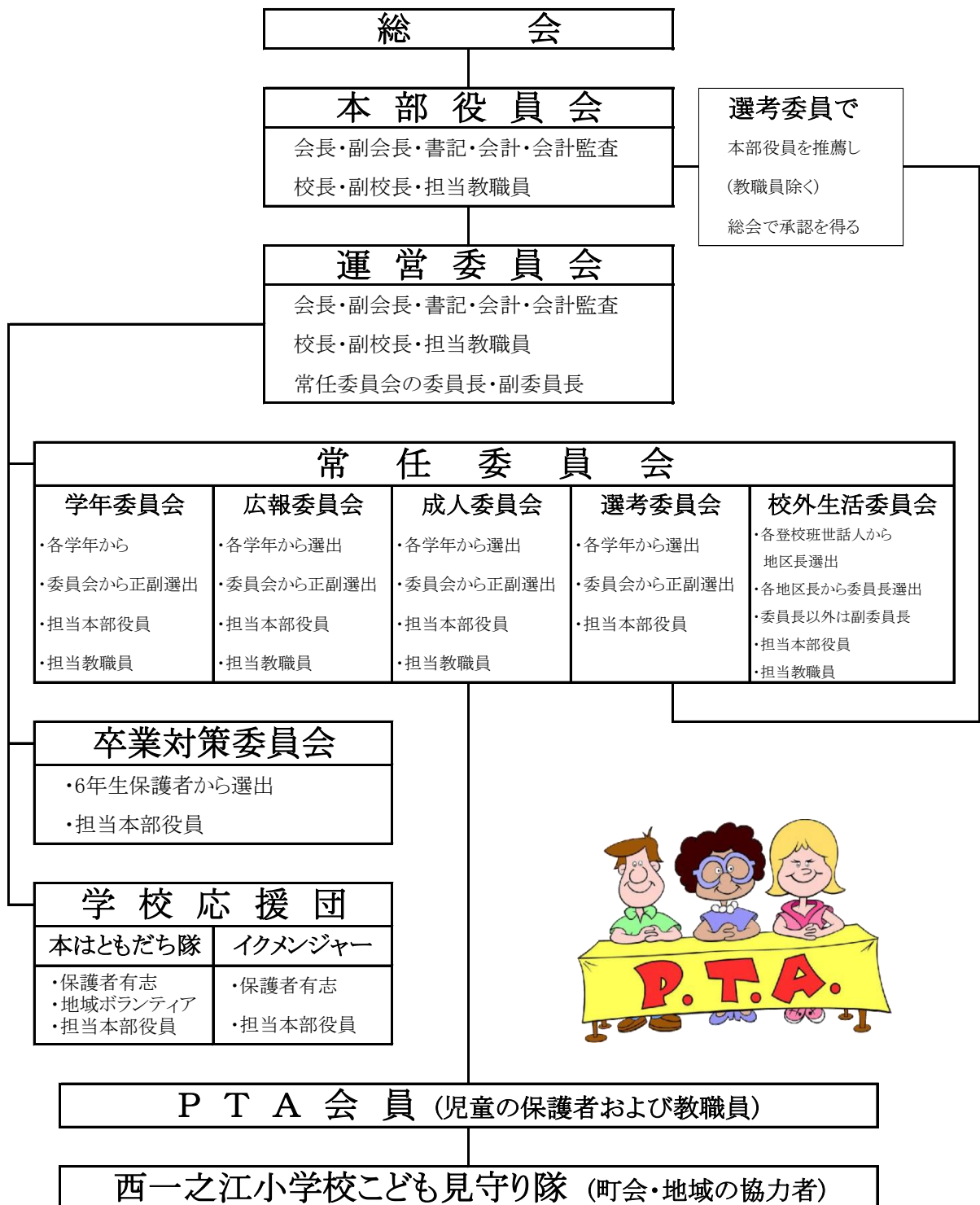
第20条 取扱方法を改定した場合は、第3条に定める周知の方法をもって会員へ周知するものとする。

改正した場合は巻末の変更履歴書に加える。

本会個人情報取扱規則に関するお問い合わせはこちら

西一之江小学校 PTA会長 野元 宏枝 宛 Gmail : 241pta@gmail.com

4. P T A組織図



5. 任務

【P T A本部役員の任務】

(前年度末までに選考委員会の活動により選出)

- 会 長 … P T Aを代表して会務を総括する。
最高決議機関である総会を招集する事ができる。
- 副 会 長 … 会長を補佐し、会長が何らかの事情により職務を遂行できなくなった場合、その期間において、各委員会の業務遂行に協力する。
見守り隊の任務遂行を図る。
すくすくスクールのサポート業務。
- 書 記 … 会員宛てのP T A行事・運営委員会に関しての手紙作成と配布。
顧問・相談役宛てのP T A行事に関しての手紙作成と配布。
ピヨピヨマークシールの協力者の名簿作成と管理。
- 会 計 … P T A会費の管理・出入金・帳簿の記載及び予算書・決議書の作成。
見守り隊の名簿作成と腕章の管理。
備品・消耗品の購入・管理。
P T A行事に関する会費などの集計及び準備。
- 会 計 監 査 … P T A会費の整理を監査し、運営には関与しない。

【各委員会の任務】

(新年度に保護者会にて選出)

<学年委員会>

保護者と児童、先生との交流を深める行事等の企画・実施。

保護者の皆さまに、学校行事のご協力を仰ぐ仕事。

<広報委員会>

P T Aだより「しらさぎ」を発行するのが主な仕事。学校行事での子どもたちの様子や、P T A活動などを取材し掲載する。

任期は次年度初回（5月）発行迄。

<成人委員会>

P T A会員の方々を対象に、給食試食会や講習会など、会員の親睦を図る会を企画・運営。P T A会員及び児童を対象に、本校を会場とした漢字検定の実施。

<選考委員会>

会員の中から来期のP T A本部役員を選出する仕事。

日中または夜の活動なので、仕事を持つ保護者にも活動がし易い。

<校外生活委員会>

登校班全般のお世話と、登校時の旗持ちや夏休みパトロールの当番表作成が主な仕事。

各登校班より、主に高学年のお子さんを持つ保護者から1名選出。

6. 慶弔規定

江戸川区立西一之江小学校 P T A
平成 1 5 年 4 月 より 実 施

慶弔規定（内規）明細票

		死 亡			病気見舞い	転退出記念	祝 金
		本 人	配偶者	一親等			
会 員	保護者	10,000				※感謝状	
	教職員	10,000	10,000	5,000	5,000	1 年間 2,000	5,000
児 童		10,000			5,000		
校 医		10,000	5,000	5,000		1 年間 2,000	5,000
顧問・相談役		10,000	5,000	5,000			
備 考	- 学校功労者死亡の場合は、役員会で審議する。 - クラスの会員及び児童の病気見舞い先生の結婚、出産等に関する集金は各クラス委員で検討し、1人500円以内とする。				◎ 一週間以上の入院	◎ 教職員は二万円を上限とする	◎ 校医は一万円を上限とする
							◎ 出産は第一子のみ

- (1) この規定以外の場合は、役員会において審議決定する。
- (2) ※印は、役員・委員長・副委員長のみとする。
- (3) 見舞金は、年 1 回、ケガでの入院は対象外となる。

7. 変更履歴書

1. 規約 父母の表現を変更 令和3(2021)年1月1日変更
変更前 父母
変更後 保護者
理由 人種、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的、種族的若しくは社会的、出身、財産、心身障害、出生又は他の地位にかかわらず、いかなる差別を生まないようにするため、表現を変えた。
2. 規約 第8章 会議 第18条 運営委員会の構成を変更 令和3(2021)年1月1日変更
変更前 役員、学級学年委員、広報、成人、及び校外生活委員の正副委員長
変更後 本部役員、常任委員会の正副委員長
理由 詳細な年度は不明だが、選考委員も運営委員会に参加している現状であったため、運営委員会の構成を変更した。
3. 規約 第10章 非常時の対策を追加 令和3(2021)年1月1日変更
変更前 非常時の対策についての記載無し
変更後 非常時の対策を追加
理由 令和元(2019)年に発生した新型コロナウイルスにより、行政が非常事態宣言を発令した影響を受け、PTA活動が通常通りできなくなったが、このような事態を想定した規約になっていなかったため、非常時の対策を追加した。
4. 組織図の変更 令和3(2021)年1月1日変更
変更前 規約と現状に矛盾した組織図
変更後 規約と現状に合わせた組織図
理由 規約作成時の組織図が、規約と矛盾している箇所があり、また、現状と合致していないものであったため、組織図を変更した。
5. 個人情報取扱規則を追加 令和3(2021)年1月1日変更
変更前 個人情報取扱規則についての記載無し
変更後 個人情報取扱規則を追加
理由 平成29(2017)年に大幅な法改正があったにもかかわらず本校における整備がされていないままであったため、個人情報取扱規則を追加した。
6. 規約 第9章 第22条 名称変更 令和5(2023)年4月1日変更
変更前 学級学年委員会
変更後 学年委員会
理由 各学年学級より委員選出が難しいため
7. 規約 第9章 第24条 規定人数変更 令和5(2023)年4月1日変更
変更前 各学級から、1名選出
変更後 各学年から選出
理由 各学年学級より委員選出が難しいため
8. 規約 第6章 第8条 会費改定 令和7(2025)年4月1日変更
変更前 この会費は、1世帯月額350円とする。
変更後 この会費は、1世帯月額350円とする。(8月と12月は250円)
理由 回収の過不足などを防ぐため